附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百九号（農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項又は平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十号（水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ジャム類の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第千三百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十二号（マーガリン類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項又は平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十三号（ショートニングの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるマーガリン類及びショートニングについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精製ラードについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十四号（精製ラードの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における精製ラードについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食用精製加工油脂についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十五号（チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十六号（チルドハンバーグステーキの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十七号（チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるチルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百二十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十五年十二月二十四日農林水産省告示第三千百十八号（果実飲料の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三千百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月八日農林水産省告示第千四百三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十三日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正